

「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の一部改訂新旧対照表（案）

※赤字：改訂箇所

改訂案	現行
<p>Q減損0-1 企業会計における固定資産の減損会計基準を適用することが適切であるとは認められないとあるが、附属病院についてはどうか。<u>また、国立大学法人法第34条の2の規定に基づく貸付についてはどうか。</u></p> <p>A</p> <p>国立大学法人等の固定資産の減損会計基準は、その前文において「国立大学法人等が、・・・基本的には国からの財源措置に依存した業務運営を行っており、・・・企業会計における固定資産の減損会計基準等を適用することが適切であるとは認められない。」として、附属病院を含めて国立大学法人減損会計基準によることを明示している。</p> <p>国立大学法人の附属病院における診療業務については、附属病院収入をもって診療機器等の取替更新の財源に充ててはいるが、固定資産からキャッシュ・フローが生み出され、独立採算の業務が行われているとは言い難く、企業会計における固定資産の減損会計基準が前提としている独立採算型の運営が予定されているとは言い難い。<u>また、国立大学法人法第34条の2の規定に基づき、法人の業務の遂行に支障のない範囲で、文部科学大臣の認可を受けて貸付を行う場合も、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることを目的としているため、企業会計における固定資産の減損会計基準が前提としている独立採算型の運営が予定されているとは言い難い。</u></p> <p>なお、独立行政法人の減損会計基準において、企業会計における固定資産の減損会計基準の適用については、「独立採算型の観点」及び「業務の性格及び環境等の観点」から総合的に判断することが必要であるとされている。（独立行政法人 減損会計基準Q&A Q減損0-2）</p>	<p>Q減損0-1 企業会計における固定資産の減損会計基準を適用することが適切であるとは認められないとあるが、附属病院についてはどうか。</p> <p>A</p> <p>国立大学法人等の固定資産の減損会計基準は、その前文において「国立大学法人等が、・・・基本的には国からの財源措置に依存した業務運営を行っており、・・・企業会計における固定資産の減損会計基準等を適用することが適切であるとは認められない。」として、附属病院を含めて国立大学法人減損会計基準によることを明示している。</p> <p>国立大学法人の附属病院における診療業務については、附属病院収入をもって診療機器等の取替更新の財源に充ててはいるが、固定資産からキャッシュ・フローが生み出され、独立採算の業務が行われているとは言い難く、企業会計における固定資産の減損会計基準が前提としている独立採算型の運営が予定されているとは言い難い。</p> <p>なお、独立行政法人の減損会計基準において、企業会計における固定資産の減損会計基準の適用については、「独立採算型の観点」及び「業務の性格及び環境等の観点」から総合的に判断することが必要であるとされている。（独立行政法人 減損会計基準Q&A Q減損0-2）</p>
<p><u>Q減損3-11 国立大学法人法第34条の2の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて貸付を行っている資産について、減損の兆候の有無を判定する必要はあるのか。（関連項目；減損注5 使用しないという決定について）</u></p> <p>A</p> <p><u>国立大学法人法第34条の2の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて土地等の貸付を行う場合は、当該資産の貸付を行うことを決定するだけでは用途変更の決定には当たらず、減損の兆候には該当しない。</u></p> <p><u>一方、貸付を開始した後については、貸付における稼働率等を踏まえて通常どおり減損基準第3の基準に基づき減損の兆候の有無を判定することになる。</u></p>	<p>（新設）</p>